

KAGAYAKI Quality

かがやき クオリティ 2020



I	統括代表社員からのメッセージ	3
II	かがやき監査法人のビジョン	4
III	かがやき監査法人のガバナンスと組織	5
IV	かがやき監査法人の品質管理	7
V	法人概要	15
VI	監査法人のガバナンス・コードへの対応状況	16



I - 1. かがやき監査法人の原点

かがやき監査法人の原点は、公認会計士第2次試験合格の同期であり、大手監査法人の入所以来の旧知であった複数の理事社員が、大手監査法人から独立した際に中堅規模の企業及び法人から頂きたいいくつかの監査業務の受嘱の機会に遡ります。大手監査法人に在籍していた時には気付かなかった、大手監査法人に不向きな監査業務の受け皿に対する大きなニーズの存在です。私達かがやき監査法人は、中堅規模の企業及び法人に対して質の高い監査業務を提供するという社会的なニーズに応えるべく、2003年4月に設立されました。

I - 2. ターゲットクライアントである中堅規模の企業及び法人の現状

かがやき監査法人のターゲットクライアントは、中堅規模の企業及び法人です。これらの法人は、IoTやAIなど急速に進化するIT革命、人口オーナス社会の到来、経済のグローバル化や多様化など、大きく変化しつつある企業環境の中で、大企業以上に厳しい舵取りを強いられております。また、大企業に比べて経営資源に限界のあるこれらの法人には、中堅規模に合った経営管理体制の構築、後継者育成を含む人材育成及び事業承継等の特有の問題があります。

I - 3. かがやき監査法人が目指すこと

かがやき監査法人は、各事務所が存在するエリアにおいて、中堅規模の企業及び法人に対して「質の高い監査業務」を「適切な価格」で「フットワーク良く」提供する「中堅監査法人」としての存在感を高め、わが国経済の健全な発展に寄与することを目指しております。2017年より、「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を採用し、監査の品質管理の向上をさらに徹底しております。そして、より一層「中堅監査法人」として、社会や業界に認知して頂けるようになり、さらなる公益的な役割を担うことで、わが国経済に必要不可欠とされる監査法人を目指していきます。

かがやき監査法人の統括代表社員として、そのための業務管理体制の整備運用には今後も継続して注力することを宣言します。私達かがやき監査法人が監査業務を通してご支援することで、クライアントである中堅規模の企業及び法人にかがやいていただき、そうすることでわが国経済がかがやき、それを通してわれわれ自身も今まで以上に、かがやいていけるように頑張りたいと思います。

統括代表社員 稲垣靖



II - 1. 経営理念・行動指針

当法人の構成員が共通に保持すべき価値観として、次のとおり経営理念を掲げています。さらにこれを実践するための考え方について行動指針を定めています。これらはすべての構成員に周知徹底され、当法人の文化・風土の基盤となっています。

経営理念

1. 「中堅監査法人に対する社会的ニーズ」に応える
2. 「質の高い監査業務」を追求する
3. 「適切な報酬」を追求する
4. 「フットワーク良く」を追求する
5. 「全役職員の物心両面の幸福」を追求する

行動指針

- 1-1. 私達は、日々高まる監査に対する社会的ニーズに対して、大手監査法人と相補う形で応えることを目指す。
- 1-2. 私達は、中堅監査法人として、中堅規模の企業及び法人をターゲットクライアントとしなければならない。
- 1-3. 私達は、中堅規模の企業及び法人に必要な監査の指導的機能の重要性を認識し、有意義な役割を發揮しなければならない。
- 2-1. 私達は、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に発揮し、深度ある監査を実施しなければならない。
- 2-2. 私達は、仲間との知見・経験の共有を大切にし、積極的に議論をしなければならない。
- 2-3. 私達は、税務やコンサルティング等の幅広い能力経験を監査品質に生かさなければならない。
- 3-1. 私達は、能力経験が豊富な人材のみを採用することを中堅監査法人の長所ととらえ、人材の優位性を生かし、より効率的な監査を目指さなければならない。
- 3-2. 私達は、業務におけるムダを排除しなければならない。
- 3-3. 私達は、中堅規模の企業及び法人にとって満足かつ公正な価格で業務を遂行しなければならない。
- 4-1. 私達は、少数精鋭を中堅監査法人の長所ととらえ、情報伝達・意思決定の時間優位性を生かして、社内外の要望にスピーディーに対応しなければならない。
- 4-2. 私達は、他に業務を行う非常勤勤務者が多いことを中堅監査法人の長所ととらえ、各人の業務関連ネットワークの広範性を生かして、社内外の多種多様な要望に対応しなければならない。
- 5-1. 私達は、風通しの良い社風をつくり公正な評価を行い、皆が互いに物心両面の幸福を得られるよう心掛けなければならない。
- 5-2. 私達は、仲間との切磋琢磨や指導育成を大切にし、皆が互いに物心両面の満足を得られるよう心掛けなければならない。



II - 2. 外部との連携協調

かがやき監査法人は、上記のような経営理念を共有できる他の中堅監査法人との連携を重視しており、これまでも、中堅監査法人3法人（仰星監査法人、清陽監査法人、かがやき監査法人（当初参加の九段監査法人は清陽監査法人と、明和監査法人は仰星監査法人と合併））で監査ツールの共同開発、維持向上、研修、及び情報交換等を定期的に行っております。加えて、会計監査の信頼性向上とそれによる社会貢献に寄与すべく、日本公認会計士協会の活動にも積極的に関与する方針であります。

III - 1. 組織形態と組織体制、経営執行機関

かがやき監査法人は、組織的な運営を確保するため、重要な業務運営における経営機関として理事会を設置しております。理事社員は、最高意思決定機関である社員会で選出されます。理事会は、一般事業会社の取締役会に相当し、組織運営上の重要課題事項への機動的な取組みが可能となる運営体制を構築しております。

■理事社員のプロフィール

統括代表社員 稲垣 靖（経理担当理事、総務担当理事、本部・名古屋事務所長・安城事務所長・東京事務所長）		
1991年 3月	名古屋大学大学院経済学研究科修士課程修了	
1991年 4月	中央新光監査法人入所	
1994年 2月	公認会計士第3次試験合格	
1994年 3月	公認会計士登録	
2003年 4月	当監査法人設立と同時に代表社員就任	
2011年 3月	名古屋大学経済学博士学位取得	
代表社員 奥村 隆志（品質管理担当理事、大津事務所長）		
1990年 3月	滋賀大学経済学部卒業	
1990年 8月	中央新光監査法人入所	
1994年 2月	公認会計士第3次試験合格	
1994年 3月	公認会計士登録	
2003年 4月	当監査法人設立と同時に代表社員就任	
代表社員 上田 勝久（審査・監査業務担当理事、大阪事務所長）		
1989年 3月	京都大学経済学部卒業	
1989年 4月	ファーストファイナンス株式会社入社	
1994年 10月	中央監査法人入所	
1998年 3月	公認会計士第3次試験合格	
1998年 4月	公認会計士登録	
2007年 5月	当監査法人入所と同時に代表社員就任	

III - 2. ガバナンス体制

(1) 経営執行機関

組織的な運営を確保すべく各理事社員が、品質管理担当理事、監査業務担当（IT及び非営利法人含む）理事、審査担当理事、総務（研修含む）担当理事、経理担当理事と担当業務を分担しており、この全体を統括代表社員が統括しております。

重要な業務運営については、監査法人として適正な判断が確保されるために、担当理事社員ではなく、理事会で意思決定を行っております。

また、情報の伝達に関しては、理事会等の考え方を監査の現場まで浸透させるとともに監査現場からの情報収集のために、事務所長である各理事社員は各監査現場や各事務所における定例会議等を通じて常に情報の共有化を図っております。

(2) 監督・評価機関

経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する機能を確保するために、「経営監視委員会」を設置しております。この監督・評価機関は、内部委員の他に独立性を有する第三者の委員で構成されています。

(3) ガバナンスの評価

ガバナンス・コードの適用状況や監査品質向上への取組みの実効性を定期的に評価するため、毎年9月に統括代表社員による評価を行い、監督・評価機関からの評価・助言と合わせて、継続的にガバナンス体制の強化を推進しております。

2020年9月時点の当法人としての最終評価として、ガバナンス・コードにおける各原則・指針に対応した組織体制等が整備・運用されているか否かについて、“監査法人のガバナンス・コードへの対応状況 (P.16)”に取り纏めております。なお、対応方法を検討中の項目については監督・評価機関からの助言と合わせて引続き体制の整備を進めていく方針であります。

Ⅲ - 3. 組織風土

かがやき監査法人では、特定の事務所で監査業務が完結することなく、事務所相互に業務執行社員、審査担当者、または監査スタッフを受け入れることを推奨し、監査上の問題点等を開放的に議論する組織文化及び風土を醸成しております。

Ⅲ - 4. 経営監視委員会

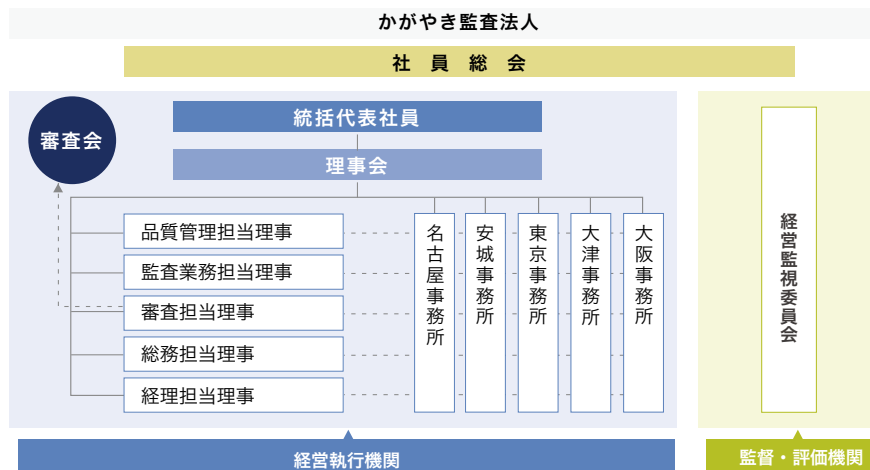
かがやき監査法人では、当法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機能を確保するために、経営監視委員会を設置しております。

経営監視委員会は内部委員と外部委員とから構成され、経営機関からの独立性を一定程度確保するとともに、独立性ある第三者の知見を活用する仕組みとなっております。

経営監視委員会は、以下の点等について監査品質の向上等の観点から関与します。

- ・組織的な運営の実効性に関する評価
- ・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程
- ・人材育成・人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定
- ・内部外部からの通報に関する方針・手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価
- ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換

また、経営監視委員会の機能が実効的に果たされるべく、経営機関は速やかな情報共有や連携を図り、法人は委員会の業務遂行にあたっての必要な補佐を行う環境を整備しております。





■外部委員のご紹介

友杉 芳正 氏

現職 名古屋経済大学大学院会計学研究科 客員教授

■近年の略歴

早稲田大学大学院商学学術院特任教授、客員教授

東海学園大学経営学部長、副学長、特命参与

公認会計士・監査審査会会長

三重大学名誉教授、名古屋大学名誉教授、東海学園大学名誉教授

*会計学者・元金融庁公認会計士・監査審査会会長としての知見と、教授としての指導力等を勘案し、外部委員として就任いただいております。

IV - 1. 品質管理トップメッセージ

厳正なる監査をもって社会の要請に確実に応えています

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有しています。そのためには監査の品質を組織として持続的に向上させることが重要です。当法人は設立以来監査業務に特化注力しており、他の大手監査法人グループのように多種多様な幅広い業務を行っているわけではありません。したがって、監査の品質を何よりも重視してきました。

大手監査法人にて十分な監査経験を積んだ構成員が、的確な監査手続を選択し、効率的かつ質の高い監査の実施に努めるとともに、構成員には継続的な研修プログラムを課すことにより専門的知識の向上を図っております。また、少数精鋭の中堅監査法人の利点を生かし、構成員が会計監査を巡る課題や知見・経験を共有すべく自由闊達な議論や相互啓発を行うよう積極的に促し、開放的な組織文化・風土を醸成し、各構成員の能力を十分に発揮させて監査の品質向上につなげています。特に、構成員の士気を高めて職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮するよう、適切な動機付けを行うべく運営しています。

さらに、高い品質と効率性の両立を目指す他の中堅監査法人と共に、我が国の監査基準に完全準拠した監査ツールを共同開発し、開発当初から導入しております。

2003年の法人設立以来、日本公認会計士協会の品質管理レビューや公認会計士・監査審査会から重要な指摘を受けることなく監査業務を実施してまいりましたが、さらなる監査品質の向上を目指して、「監査法人のガバナンス・コード」を同規模の監査法人の中ではいち早く導入し、運用してまいりました。

これからも私達は、クライアントの決算書の信頼性を高めるために、「キラリとかがやく」監査法人を目指し続けます。

この「かがやきクオリティ 2020」が、私達の目指す高い品質の監査について皆様のご理解の一助になることを切に願っております。



品質管理担当理事 奥村隆志



IV - 2. 監査チームの構成

(1) 業務執行社員の選任

業務執行社員の選任及び交代は、被監査会社が属する業界やその商習慣等に関する知見・経験を考慮し、深度を持った企業環境の理解とリスクの識別を行った上で、批判的な観点から深度のある監査業務ができるように最適の社員を選任しております。なお、当法人におきましては社員総数 10 名であり、大規模法人ではできない社員同士の密なコミュニケーションを通じてお互いの知見、能力を把握しており、被監査会社の特性に応じた適任者の選任が可能となっております。

また、業務執行社員のローテーションについては、独立性と職業倫理に関する法令等を遵守する観点から、大会社等の一定規模以上の被監査会社を担当する業務執行社員については 7 年を上限とする交替ルールを採用しております。

(2) 監査補助者の選任

監査補助者につきましては、原則として十分な監査実務経験を有し、専門知識の豊富な公認会計士を監査補助者として採用することとしております。その監査補助者の各監査チームへの配属に関しましては、被監査会社の業種、業態、規模、取引の複雑性及び必要となる専門的な知識の諸要素に加え、各補助者の経験等を考慮し、各監査事務所長が適材適所の配置となるように決定しております。

主査は、被監査会社との関係において現場のリーダーとして監査の全過程に関与し、チームメンバーへの指示、指導及び監督を行い、自らもリスクの高い領域等の監査手続を実施します。主査は、当法人で定める一定の要件を満たす監査補助者、社員の中から業務執行社員が最適の担当者を選任しております。



IV - 3. 被監査会社等とのコミュニケーション

被監査会社の最新の経営環境やビジネス内容をより深度をもって理解するために、経営者等とのコミュニケーションは重要であると考えております。このため、監査計画時に被監査会社とのコミュニケーション計画を策定し、審査担当者の承認を得ており、さらにコミュニケーションに関するチェックリストなどの監査ツールを駆使して深度のある協議を実施しております。また、監査計画策定時や監査結果の説明時に監査チームが識別した各種のリスクについて経営者や監査役等と意見交換を実施しております。

監査役等や内部監査担当者とは監査役監査や内部監査の結果の情報交換を行うなどの積極的な議論を行い、三様監査会議を通じ協力関係を深め、重要な論点については被監査会社と十分な協議を行うことによりより深度のある監査を実施しております。

なお、当法人の品質管理向上への取組みの透明性を確保するために、被監査会社等とのコミュニケーションにおいては本報告書の説明等を通じて意見交換を行い、提供する監査業務に関する有意義なコメントを得ております。

IV - 4. 人材育成

(1) 人材の採用

専門要員の採用方針としては、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有するものとして、原則として大手監査法人での監査経験を十分に積んだ公認会計士であり、かつ当法人の品質管理規程を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用するよう配慮しております。

(2) 研修

当法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるために、すべての専門要員が継続的な研修を受けることの重要性を強調・徹底しております。研修においては、ディスカッションを重視しております。

全ての専門要員は、継続的専門研修制度に関する規則第6条で定める必要な単位数を履修しなければならず、かつ、その内訳として、職業倫理に属する大分類にて2単位以上、税務に関する研修項目にて2単位以上、監査の品質及び不正リスク対応に関する研修項目については監査業務の品質管理を重視し、日本公認会計士協会の定める基準の1.5倍である9単位以上（うち2単位以上は、不正事例研究に該当する研修）の履修を義務付けております。

(3) OJT (On The Job Training)

研修への取組みと合わせて、監査現場での実務に基づき、監査チーム内のより経験を積んだ専門要員による指導・助言を通じて専門要員の能力及び適性の維持・向上に努めております。

(4) 人事評価

専門要員の評価に当たっては、実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況を特に考慮し、理事会が専門要員の評価を行い、昇進を決定しております。

(5) 会計監査に関連する幅広い知見や経験を得る機会

監査業務上有用な知識や見識を身につける機会を確保するため、当法人は非常勤の専門要員に兼業を認めております。



IV - 5. 監査に関する規程、監査手法

(1) 職業的懐疑心の保持

職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心をもって監査を実施すべきと、我が国の監査基準において求められております。さらに、不正リスクに対応するためには、より注意深く、批判的な姿勢をもって監査を実施することが必要であり、監査人としての職業的懐疑心の保持及び発揮が特に重要であるとされております。

こうした監査実務への要請に応えるべく、第一に年間の監査の節目ごとに実施しているチームミーティングにおいて、監査メンバー各人の職業的懐疑心をもって得た情報の交換を実施し、監査責任者は監査メンバー全員に対して、監査の全期間を通じて職業的懐疑心を保持し続けなければならないことを徹底しております。

また、適宜実施しております事務所内研修におきましても、職業的懐疑心の啓発に資する内容の研修を継続的に実施しております。

(2) 監査マニュアル

当法人の監査の実施に関しては、我が国の監査の基準に準拠した監査規程及び監査実施要領を定めております。さらに、中堅監査法人数社で共同作成している監査ツール「SAT ツール」及びそれを補足するために当法人独自で作成した監査補助ツール「かがやき様式」を用意し、監査チームはこれらの規程及びツールによって監査業務を実施しております。

また、これらの規程及びツール等は、監査に関する新基準の制定、監査上の新たな問題点の発生、法人内外のレビュー等の結果などの状況によって適時に見直しを行っております。

(3) 監査チームにおける監督と調書の査閲

当法人におきましては、監査現場に業務執行社員が十分な日数の往査を実施することで、監査チームの総括的な監督機能を発揮しております。また、日常業務におきましても業務執行社員又は主査が大半の往査に同行し、補助者のみでの往査には一定の制限を設けています。

作成されたすべての監査調書につきましては、主査が詳細な査閲を実施します。当該査閲によって監査業務の正確性や網羅性を細かく確かめることとしております。さらに、主要な監査調書につきましては、業務執行社員が監査現場で査閲を実施し、その場で監査メンバーとの意見交換を行うことで、適時に監査上の論点を洗い出し、問題解決へとつなげております。これらの調書査閲を通じて、監査業務が適切に実施され、財務諸表が適正に表示されているかを判断しております。

(4) 業務執行社員の関与

業務執行社員は監査現場に多くの日数往査し、被監査会社とコミュニケーションを十分に図るとともに監査チームの現状を把握し、適切に業務が実施できるよう強力なリーダーシップを発揮するようにしております。

監査業務におきましては、業務執行社員は、不正リスクや特別な検討を必要とするリスク、その他のリスクが高い分野について直接監査手続を実施しております。さらに被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションの中心となって企業環境やビジネスリスクを充分把握するように努めております。これら重要分野への直接的関与により、より高品質な監査業務が実施できております。



(5) IT への対応

かがやき監査法人では、企業における IT 化の進展に対応し、監査品質の向上の観点から、より積極的に監査業務における IT 化を促進していく必要があると考えています。

現在は効率的かつ効果的な監査業務を実施するため、他の中堅監査法人における IT の導入状況や最新の IT 関連サービスを分析し、当法人の規模において最適な IT システムの検討を進めております。当法人では IT 化への取組みを、効率的な監査の実施と監査リスクの低減に大きな革新をもたらすものと位置づけ、積極的に検討を進めていく方針であります。

IV - 6. 職業倫理の遵守と独立性確保

(1) 職業倫理に関する規定等の遵守

かがやき監査法人では、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則、独立性に関する指針、利益相反に関する指針及び職業倫理に関する解釈指針等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けております。

(2) インサイダー取引防止

かがやき監査法人では、インサイダー取引防止規程を定め、当法人役職員が自己のためにする業務提供先の特定有価証券等（上場株式、上場社債等）の売買等を行ってはならないこととしております。また、全役職員から自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書の提出を求め、インサイダー取引の防止及び啓発を図っております。

さらに、当監査法人の各社員は税務業務を実施する税理士事務所を併営しているケースも多いことから、業務提供先の業務執行社員及び審査担当者が主宰する税理士事務所等の役職員からも業務提供先の株式等の保有及び売買等を行っていない旨の誓約書を入手し、インサイダー取引の防止及び啓発を図っております。

(3) 内部及び外部通報制度

かがやき監査法人では、通報制度を整備しており、ホームページに記載の法律事務所に法人内外から匿名で通報ができるようになっております。法律事務所では、通報者が不利な取扱いがなされないようなルールとなっております。

(4) 情報セキュリティ

かがやき監査法人では、パソコン、周辺機器及び電子媒体の取扱いについて、当監査法人の情報セキュリティ規程の遵守を定めております。

監査業務及び法人の経営管理に関して作成された電子データの管理については、当法人の情報セキュリティ規程に基づき、当監査法人の専用のグループウェアシステム（自社開発）で管理及び保存することとしております。

また、コンピュータウイルスの感染やコンピュータへの不正侵入等に対するサーバーセキュリティへの対応も、情報セキュリティ規程に基づき実施されております。

情報セキュリティ規程の遵守状況については、日常的監視及びチェックリストの入手等によって検証しております。



(5) 独立性を確保する体制

独立性の確保は会計監査に対する信頼性を確保する基本となります。かがやき監査法人では、独立性を確保するために、毎年一定の時期に全監査要員から「監査人独立性チェックリスト」の提出を求め、独立性が確保されているかどうかの点検を行っております。

なお、独立性が確保されない状況になった場合は、各監査要員に対し速やかに品質管理担当責任者に報告することを義務付けております。

(6) 業務執行社員等のローテーション

同一の業務執行社員等が長期にわたって関与することから生ずる馴れ合い等により監査人の独立性が阻害されることを防止し、職業的懐疑心を適切に発揮するために、公認会計士法及び日本公認会計士協会の定める独立性に関する指針により、業務執行社員及び主要な担当者（主査及び審査担当者等）のローテーション制度を定めております。

当該ローテーション制度により、公認会計士法上の大会社等の業務執行社員及び主要な担当者は最長連続して7年間業務に関与することができ、次回業務執行社員及び主要な担当者として再関与するまでには最短2会計期間（筆頭業務執行社員は最短5会計期間、監査業務に係る審査を行う者は最短3会計期間）のインターバル期間を設ける必要があります。

また、当監査法人独自のルールとして、公認会計士法上の大会社等以外でも負債総額1,000億円以上の法人に対して上記同様のローテーションルールを適用しております。

当監査法人においては、総務担当理事がこれらのローテーションルールの適正な運用をモニタリングしております。

IV - 7. 品質管理の体制

(1) 審査担当社員の選任

当法人では、被監査会社の業種、業態、規模、取引の複雑性、必要となる専門的な知識及び独立性等の諸要素を勘案し、監査業務ごとに社員の中から最適な者を、審査担当理事が審査担当社員として指名することとしております。

審査担当社員は監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価し審査します。

審査担当社員は、審査資料を査閲及び検討するのみではなく、監査現場に往査するなど柔軟に監査チームとコミュニケーションを図ることが推奨されており、大会社等の一定規模以上の監査業務につきましては監査責任者との対面審査が義務付けられており、より深度のある審査を実施しております。

(2) 審査会の役割

審査担当社員による審査だけでなく、所定の重要な審査案件が存在する場合には、合議制の審査会に



において監査上の判断について慎重に審査を行う体制としております。

審査会は審査担当理事が審査委員長となり、社員から任期 1 年で審査委員 4 名を選抜し、合計 5 名の審査員により会議体を開催し、各種の審査案件について深度のある審査を実施することとしております。

(3) 稟議の役割

重要な規程の改廃等法人運営における重要事項につきましては、適時に全社員による協議を実施し、その結果の承認を得るため、電子メール等を利用した稟議制度を採用しております。

原則としまして、文書の電子メールでの配信により、全社員に稟議事項が回覧され各社員からの協議結果が文書にて全社員へ電子メールにより配信されます。

また、これらの稟議についての管理は総務担当理事が一括して行っております。

(4) 独立性の管理

当法人は、独立性に関する法令及び諸規則を遵守すべく規程を定めており、全ての監査の実施者がこれを遵守していることを品質管理担当理事が確かめることとしております。

法人全体としては、定期的なすべての監査実施者から「監査人の独立性チェックリスト」を入手しており、個別監査業務については、監査チームの業務執行社員及び審査担当社員から「利害関係がないことのチェックリスト」を入手し、被監査会社からの独立性を確認しております。

IV - 8. 品質管理システムのモニタリング

(1) 品質管理システムの概要

品質管理システムが有効に機能していることを検証するための制度として、かがやき監査法人内部のモニタリング制度及び外部機関によるモニタリング制度があります。法人内部においては、品質管理担当理事の管轄のもとで日常的なモニタリング及び定期的な検証を実施しております。

また、外部機関が品質管理システムを確認する制度として日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会（CPA AOB）による検査を受けております。

(2) 日常的なモニタリング及び定期的な検証


かがやき監査法人では、品質管理システムに関する方針及び手続が法人規模や監査リスクを低減可能な水準で適切に整備され、監査期間を通じて有効に運用されていることを担保するため、品質管理担当理事が品質管理システムの監視に関するプロセスを整備・運用しております。

また、監査業務の定期的検証を毎年一定数の監査クライアントを対象として実施することで、個別の監査業務が法人の定める品質管理システムに準拠していることを確認しております。定期的検証の結果は、社員会において報告を行うとともに、法人全体で対応すべき指摘事項については、監査業務の手続書や審査書類の改訂等を通じて再発防止を徹底しております。

(3) 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として 3 年に 1 回通常レビューが実施されます。また、監査に対する社会的信頼を損なうおそれがある事象が生じた場合には、当該事象に関連する特定分野等について特別レビューが実施されます。

品質管理レビューの結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては、改善勧



告が行われ改善状況の報告が義務付けられております。また、改善勧告を受けた監査事務所に対しては、翌年度においてフォローアップ・レビューにより改善状況の確認が実施されます。

(4) 公認会計士・監査審査会（CPAAOB）による検査

金融庁に設置された独立の行政機関である公認会計士・監査審査会（CPAAOB）は、日本公認会計士協会からの品質管理レビューに関する報告を受け、内容を審査するとともに必要に応じて監査事務所等への立入検査等が実施されます。立入検査の結果、監査事務所の品質管理が著しく不十分である場合及び監査業務が法令等に準拠していないことが明らかとなった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

金融庁は、CPAAOBからの勧告を受けて、監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令などの行政処分を行います。

(5) 外部機関による検査結果等への対応

かがやき監査法人では、外部機関によるレビュー・検査における指摘事項については、品質管理システムを向上させる機会と捉え、適時に原因の調査と再発防止策を監査業務に利用する手順書や審査書類に盛り込むとともに、形式的な対応に留まらず法人全体の品質が向上するための対応を適時に図っております。

IV - 9. 監査契約の締結・更新と非監査業務の提供

(1) 監査契約の締結に関する基本方針

監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、以下の全てを満たす場合にのみ監査業務の受嘱を行っております。

- ・当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること
- ・当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
- ・当法人が、関与先の誠実性を検討した結果、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、上記に加えて不正リスクを評価し、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討します。

(2) 他の監査事務所との交代

監査契約の新規の締結時において前任監査人がいる場合には、監査基準が定める手続きに従い、契約リスクの評価を行った上で受嘱の可否を判断しております。

当法人が前任監査人である場合は、後任監査人の監査契約締結の判断及び監査業務を遂行するために有用な情報を誠実に引継いでおります。

(3) 非監査業務の提供方針

かがやき監査法人の使命は、地域の中小法人に対する監査を通して地域社会に貢献することであり、人的資源を有効に活用する観点から監査業務をコア業務として位置付けており、株式上場支援等の将来的に監査業務に繋がる非監査業務を除いた非監査業務についてはコア業務とは位置付けておりません。



名称	かがやき監査法人			
設立	2003年4月28日			
役員	統括代表社員	稲垣 靖	代表社員	上田 勝久
	代表社員	奥村 隆志	パートナー	武井 正彦
	パートナー	中丁 卓也	パートナー	林 幹根
	パートナー	林 克則	パートナー	深井 大督
	パートナー	三原 康則	パートナー	森本 琢磨
職員	51名（うち公認会計士 41名）			
顧客数	顧客数 66社（被監査会社数 55社）			
	金商法・会社法監査	4社		
	金商法監査	2社		
	会社法監査	10社		
	学校法人監査	12法人		
	社会福祉法人監査	8法人		
	医療法人監査	3法人		
	信用組合監査	2組合		
	その他の任意監査	14社（新規上場のための監査5社含む）		
	コンサルティング等	11社		

（2020年10月現在）

所在地

<本部・名古屋事務所>

〒450-6022
愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
JR セントラルタワーズ 22F
TEL：052-588-2560 FAX：052-588-2561

<安城事務所>

〒446-0059
愛知県安城市三河安城本町二丁目1番地10
KAGAYAKI SQUARE 3階
TEL：0566-77-0827 FAX：0566-77-0806

<東京事務所>

〒163-0231
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
新宿住友ビル 31階
TEL：03-5909-7611 FAX：03-5909-7612

<大津事務所>

〒520-2144
滋賀県大津市大萱一丁目17番5号
本郷第2ビル 5階
TEL：077-543-2472 FAX：077-543-2512

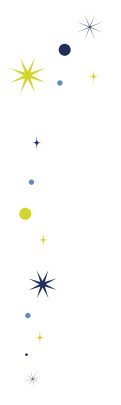
<大阪事務所>

〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満四丁目3番25号
梅田プラザビル本館 8階
TEL：06-6363-0131 FAX：06-6363-0141



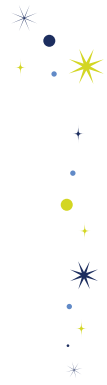
監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

		原則 指針	対応状況	説明	
監査法人が果たすべき役割	原則	1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
	指針	1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	対応済み	P4 II-1 経営理念・行動指針
		1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	対応済み	P4 II-1 経営理念・行動指針
		1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	対応済み	P4 P9 P10 II-1 経営理念・行動指針 IV-4 人材育成 IV-5 監査に関する規程、監査手法
		1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	対応済み	P6 III-3 組織風土
		1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。	対応済み	P14 IV-9 監査契約の締結・更新と非監査業務の提供
組織体制	原則	2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
	指針	2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。	対応済み	P5 III-1 組織形態と組織体制、経営執行機関
		2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。		
			監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	対応済み	P5 III-2 ガバナンス体制
		監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	対応済み	P8 IV-2 監査チームの構成	



監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

		原則 指針	対応状況	説明		
組織体制		法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	対応済み	P9	IV-4 人材育成	
		監査に関する業務の効率化及び企業においてもIT化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討・整備	対応中	P10	IV-5 監査に関する規程、監査手法	
	2-3	監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。	対応済み	P5	III-1 組織形態と組織体制、経営執行機関	
組織体制	原則	3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。			
		3-1	監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。	対応済み	P6	III-4 経営監視委員会
		3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。	対応済み	P6	III-4 経営監視委員会
		3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	対応済み	P6	III-4 経営監視委員会
			組織的な運営の実効性に関する評価への関与			
			経営機関の構成員の選任、評価及び報酬の決定過程への関与			
			法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与			
			内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与			
			被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与			
		3-4	監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たった補佐が行われる環境を整備すべきである。	対応済み	P6	III-4 経営監視委員会



		原則 指針	対応状況	説明	
原則	4	監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。			
	4-1	監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	対応済み	P5	III-2 ガバナンス体制
業務運営	4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	対応済み	P9	IV-4 人材育成
	4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。			
		法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	対応済み	P8	IV-2 監査チームの構成
		法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	対応済み	P9	IV-4 人材育成
		法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	対応済み	P9	IV-4 人材育成
	4-4	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	対応済み	P9	IV-3 被監査会社等とのコミュニケーション
	4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	対応済み	P11	IV-6 職業倫理の遵守と独立性確保



監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

		原則 指針	対応状況	説明		
透明性の確保 透明性の確保	原則	5				
		5-1		本報告書にて取組みを説明しています		
		5-2				
			会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	対応済み	P4	II-1 経営理念・行動指針
			法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	対応済み	P4	II-1 経営理念・行動指針
			法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方	対応済み	P14	IV-9 監査契約の締結・更新と非監査業務の提供
			経営機関の構成や役割	対応済み	P5	III-1 組織形態と組織体制、経営執行機関
			監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献	対応済み	P6	III-4 経営監視委員会
			監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	対応済み	P5	III-2 ガバナンス体制
		5-3	監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	対応済み	P6 P9	III-4 経営監視委員会 IV-3 被監査会社等とのコミュニケーション
		5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	対応済み	P13	本表にて本原則の適用状況を評価しています IV-8 品質管理システムのモニタリング
		5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	対応済み	P6	III-4 経営監視委員会



Kagayaki Audit Corporation

■お問い合わせ

〒450-6022

愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JR セントラルタワーズ 22F

かがやき監査法人

TEL : 052-588-2560 FAX : 052-588-2561

2020年11月発行